規約（会則）の例

　　　※会の活動の実情にあわせ、会員で協議して作成して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会規約（会則）

第１条（名称・事務局）

　　　　本会は　●　●　●　会と称し、事務局を会長宅に置く。

第２条（目的）

　　　　本会は、　●　●　●　の学習を主体として活動し、技術向上と、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第３条（事業）

　　　　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　　１．月　　●　　回の　　●　●　　の定例（練習）会

　　　　２．目的達成に必要と認めた事業の実施

第４条（会員）

　　　　本会の会員は、胎内市に居住または勤務する者で本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第５条（役員）

　　　　本会の役員は次のとおりとする。

　　　　会長１名、副会長　●　名、会計　●　名

第６条（役員の選出）

　　　　役員は総会において選出する。

第７条（役員の任期）

　　　　役員の任期は　●　年とする。ただし、再任は妨げない。

第８条（会議）

　　　　本会は次の会議をおく。

　　　　１．総会

２．役員会

第９条（経費）

　　　　本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

　　　　会費は月（年）　●　●　●　●　　円とする。

第10条（会計年度）

　　　　本会の会計年度は、毎年●月●日より始まり●月●日に終わる。

第11条（規約に発効）

　　　　本規約（会則）は令和　●　年　●　月　●　日より発効する。

規約（会則）

※任意の様式で提出していただいても構いません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会規約（会則）

第１条（名称・事務局）

　　　　本会は　　　　　　　会と称し、事務局を　　　に置く。

第２条（目的）

　　　　本会は、　　　　　　　　　　の学習を主体として活動し、技術向上と、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第３条（事業）

　　　　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　　１．月　　　　　回の　　　　　　　の定例（練習）会

　　　　２．目的達成に必要と認めた事業の実施

第４条（会員）

　　　　本会の会員は、胎内市に居住または勤務する者で本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第５条（役員）

　　　　本会の役員は次のとおりとする。

　　　　会長１名、副会長　　　名、会計　　　名

第６条（役員の選出）

　　　　役員は総会において選出する。

第７条（役員の任期）

　　　　役員の任期は　　　年とする。ただし、再任は妨げない。

第８条（会議）

　　　　本会は次の会議をおく。

　　　　１．総会

２．役員会

第９条（経費）

　　　　本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

　　　　会費は月（年）　　　　　　　　円とする。

第10条（会計年度）

　　　　本会の会計年度は、毎年　月　日より始まり　月　日に終わる。

第11条（規約に発効）

　　　　本規約（会則）は令和　　　年　　　月　　日より発効する。